

常陸太田市市制施行70周年・合併20周年キャッチフレーズ募集要項

1. 目 的

常陸太田市は、令和6年に市制施行から70周年及び市町村合併から20周年を迎える。この節目となる年に『常陸太田市市制施行70周年・合併20周年記念事業』を実施するにあたり、記念事業を広く市内外へPRするとともに、市民の皆さんと一体となって記念事業を推進するために市制施行70周年・合併20周年キャッチフレーズを募集する。

2. 応募資格

常陸太田市内に居住、通勤、通学する方、常陸太田市にゆかりのある方

3. 応募条件

市制施行70周年・合併20周年を魅力的に印象づけるものとし、常陸太田市への思いやイメージ等を表現したもので、分かりやすく、親しみやすいものとする。

文字数は、概ね20文字以内とする。

4. 応募期間

令和5年7月28日（金）～令和5年9月29日（金）

5. 応募点数

一人1点まで

6. 審査及び発表

常陸太田市市制施行70周年・合併20周年記念事業推進本部にて審査決定後、入賞者へ通知するとともに、市ホームページ等で発表する。

7. 表 彰

以下について、表彰予定。

最優秀賞（採用作品）	1点	賞状・賞品	クオカード	7,000円
優 秀 賞	2点	賞状・賞品	クオカード	2,000円
佳 作	3点	賞状・賞品	クオカード	1,000円

※小・中・高校生が受賞した場合は図書カードを賞品とする。

8. 採用後の活用

最優秀賞作品（採用作品）は、常陸太田市市制施行70周年・合併20周年記念事業のポスターやチラシ等に掲載し、広報PR等のプロモーションに使用する。

優秀賞作品を使用する場合もある。

9. 応募方法

(1) 応募用紙

市役所本庁及び各支所等，公共施設に備え付け
市ホームページからダウンロード

(2) 提出方法

郵送・持参若しくは電子メール（※最下段の作品の応募及び問い合わせ先まで）

(3) 注意事項

- 応募作品は自作・未発表のものに限る。
- 応募作品の著作権等の一切の権利は，常陸太田市に帰属する。
- 応募に係る費用の負担は応募者の負担とし，作品の返却はしない。
- 応募に際し記載された個人情報，市制施行 70 周年・合併 20 周年記念事業のみに利用し，応募者の同意なく，利用目的を超えて利用しない。
但し，記載された氏名，学校名，学年を市のホームページや広報誌等に掲載するほか，報道機関を含めた関係者にも提供することがある。
- 採用作品が他の著作物の著作権等を侵害する恐れがある場合は，採用を取り消すことがある。

10. 作品の応募及び問い合わせ先

〒313-8611 常陸太田市金井町 3690

常陸太田市政策推進室政策推進課

TEL 0294-72-3111(代表) 内線 372 FAX 0294-72-3002

E-mail seisaku@city.hitachiota.lg.jp